

この説明書は令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告等において、居住者で外国税額控除の適用を受ける方のために用意したもので、外国税額控除額の計算方法や手続について説明しています。

なお、恒久的施設を有する非居住者で外国税額控除の適用を受ける方は、「外国税額控除を受けられる方へ（非居住者用）」をご覧ください。

※ この説明書は、令和5年11月1日現在の法令等に基づき作成しています。

1 居住者に係る外国税額控除とは

居住者が、その年において外国の法令により所得税に相当する租税（以下「外国所得税」といいます。）を納付することとなる場合には、次の算式①で計算した金額（以下「所得税の控除限度額」といいます。）を限度として、その外国所得税額をその年分の所得税額から差し引くことができます。また、その外国所得税額が所得税の控除限度額を超える場合には、次の算式②で計算した金額（以下「復興特別所得税の控除限度額」といいます。）を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税額から差し引くことができます。

（算式①）

$$\text{所得税の控除限度額} = \text{その年分の所得税額} \times \frac{\text{その年分の調整国外所得金額}}{\text{その年分の所得総額}}$$

（算式②）

$$\text{復興特別所得税の控除限度額} = \text{その年分の復興特別所得税額} \times \frac{\text{その年分の調整国外所得金額}}{\text{その年分の所得総額}}$$

（注）1 国外転出をする場合の譲渡所得等の課税の特例（以下「国外転出時課税」といいます。）の対象となった資産の譲渡等により生じる所得に係る外国所得税（日本以外の国又は地域の居住者等として課されるものに限ります。）を納付することとなる場合で、その外国所得税額の計算に当たって国外転出時課税の適用を受けたことが考慮されないなど一定の要件を満たすときは、当該外国所得税額を国外転出の日の属する年において納付することとなるものとみなして外国税額控除額の計算をすることができる制度（以下「国外転出時課税に係る外国税額控除」といいます。）があります。

なお、国外転出時課税の詳細につきましては、国税庁ホームページ「タックスアンサー『国外転出をする場合の譲渡所得等の特例』」をご覧ください。

- 2 「**その年分の所得税額**」とは、配当控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除及び所得税に係る分配時調整外国税相当額控除などの税額控除、災害減免額を適用した後の所得税額をいいます。
- 3 「**その年分の所得総額**」とは、純損失又は雑損失の繰越控除や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除などの各種繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前のその年分の総所得金額、分離長（短）期譲渡所得の金額（特別控除前の金額）、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいいます。
- 4 「**その年分の調整国外所得金額**」とは、純損失又は雑損失の繰越控除や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除などの各種繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前のその年分の国外所得金額（非永住者（年の中途において非居住者から非永住者となった場合を含みます。）については、非永住者期間内において生じた国外所得金額のうち国内において支払われ、又は国外から送金された国外源泉所得に係る部分に限ります。）をいいます。ただし、国外所得金額がその年分の所得総額に相当する金額を超える場合は、その年分の所得総額に相当する金額となります。

※ 国外所得金額とは、所得税法第95条第4項第1号に規定する国外源泉所得及び同項第2号から第17号までに規定する国外源泉所得（同項第2号から第14号まで、第16号及び第17号に掲げる国外源泉所得については、同項第1号に掲げる国外源泉所得に該当するものを除きます。）の金額の合計額（その合計額が0を下回る場合には、0）をいいます。

また、所得税法第95条第4項第1号に規定する国外源泉所得の算定にあたって、国外事業所等（国外にある恒久的施設に相当するもので一定のものをいいます。以下同じです。）を通じて行う事業に係る負債の利子がある場合で、所得税法施行令第221条の4第1項の規定の適用があるときは、この適用後の金額となります。

国外転出時課税に係る外国税額控除の適用がある場合の「**その年分の調整国外所得金額**」は、『外国税額控除に関する明細書（居住者用）』の「書き方（国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方用）」をご覧ください。

5 「その年分の復興特別所得税額」とは、基準所得税額（その年分の所得税額（分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除を適用していないもの。））に2.1%の税率を乗じて計算した金額に復興特別所得税に係る分配時調整外国税相当額控除を適用した後の額をいいます。

2 居住者に係る外国税額控除の対象となる外国所得税の範囲

(1) 外国所得税に含まれるもの

外国所得税とは、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により個人の所得を課税標準として課される税をいい、外国又はその地方公共団体により課される次に掲げるものを含みます。

- ① 超過所得税その他個人の所得の特定の部分を課税標準として課される税
- ② 個人の所得又はその特定の部分を課税標準として課される税の附加税
- ③ 個人の所得を課税標準として課される税と同一の税目に属する税で、個人の特定の所得につき、微税上の便宜のため、所得に代えて収入金額その他これに準ずるものを課税標準として課されるもの
- ④ 個人の特定の所得につき、所得を課税標準とする税に代え、個人の収入金額その他これに準ずるものを課税標準として課される税

(2) 外国所得税に含まれないもの

外国又はその地方公共団体により課される税であっても、次に掲げるものは外国所得税に含まれません。

- ① 税を納付する人が、その税の納付後、任意にその金額の全部又は一部の還付を請求することができる税
- ② 税を納付する人が、税の納付が猶予される期間を任意に定めることができる税
- ③ 複数の税率の中から税を納付することとなる人と外国若しくはその地方公共団体又はこれらの者により税率を合意する権限を付与された者との合意により税率が決定された税のうち一定の部分
- ④ 外国所得税に附帯して課される附帯税に相当する税その他これに類する税

(3) 居住者に係る外国税額控除の対象とならない外国所得税

外国所得税であっても、次に掲げるものは、居住者に係る外国税額控除の対象にはなりません。

- ① 通常行われる取引と認められない一定の取引に基くして生じた所得に対して課される外国所得税額
- ② 資本の払戻しなど所得税法第25条第1項各号に掲げる事由により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額に対して課される外国所得税額（その交付の基になったその法人の株式又は出資の取得価額を超える部分の金銭に対して課される部分を除きます。）
- ③ 国外事業所等から事業場等への支払につきその国外事業所等の所在する国又は地域において当該支払に係る金額を課税標準として課される外国所得税額
- ④ 居住者の国外事業所等の所在する国又は地域において課される外国所得税のうち、他の者の所得の金額に相当する金額に対しこれを居住者の所得の金額とみなして課される一定の外国所得税の額
- ⑤ 居住者が有する株式又は出資を発行した外国法人の本店又は主たる事務所の所在する国や地域の法令に基づき、その外国法人の課税標準等又は税額等につき更正又は決定に相当する処分があった場合において、その処分が行われたことにより増額された外国法人の所得金額相当額に対し、所得税法第24条第1項に規定する剰余金の配当等の額に相当する金銭の支払とみなして課される外国所得税額
- ⑥ 租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内上場株式等の配当等又は同法第9条の9第1項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等に対して課される外国所得税額
- ⑦ 居住者がその年以前の年において非居住者であった期間内に生じた所得に対して課される外国所得税額
- ⑧ 外国法人から受ける租税特別措置法第40条の5第1項に規定する剰余金の配当等の額（同項又は同条第2項の規定の適用を受けるものに限ります。）を課税標準として課される一定の外国所得税額
- ⑨ 外国法人から受ける租税特別措置法第40条の8第1項に規定する剰余金の配当等の額（同項又は同条第2項の規定の適用を受けるものに限ります。）を課税標準として課される外国所得税額
- ⑩ 日本が租税条約を締結している相手国等において課される外国所得税の額のうち、その租税条約の規定（当該外国所得税の軽減又は免除に関する規定に限ります。）によりその相手国等において課することができることとされる額を超える部分に相当する金額又は免除することとされる額に相当する金額
- ⑪ 外国において課される外国所得税の額のうち、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の規定により、外国居住者等の対象国内源泉所得に対して所得税を軽減し、又は課さないこととされる条件と同等の条件により軽減することとされている部分に相当する金額又は免除することとされる額に相当する金額
- ⑫ 居住者の所得に対して課される外国所得税の額で租税条約の規定において外国税額控除をされるべき金額の計算に当たって考慮しないものとされるもの

- (注) 1 「事業場等」とは、居住者の事業にかかる事業場その他これに準ずる一定のもので、国外事業所等以外のものをいいます。
- 2 国外転出時課税に係る外国税額控除の対象となる外国所得税については、『外国税額控除に関する明細書(居住者用)』の「書き方(国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方用)」をご覧ください。

3 居住者に係る外国税額控除を控除する年分

居住者に係る外国税額控除は、外国所得税(居住者に係る外国税額控除の対象となるものに限ります。以下同じです。)を納付することとなる日の属する年分の所得税及び復興特別所得税の額から控除します。ただし、継続してその納付することが確定した外国所得税額を実際に納付した日の属する年分において控除している場合には、この方法も認められます。

- (注) 1 外国所得税を納付することとなる日とは、申告、賦課決定等の手続により外国所得税について具体的にその納付すべき租税債務が確定した日をいいます。一般的には、外国所得税の課税方式に応じ、それぞれ次に掲げる日となります。
- イ 申告納税方式による場合 納税申告書を提出した日(その提出した日が法定申告期限前であるときは法定申告期限)
 - ロ 賦課課税方式による場合 賦課決定の通知があった日。ただし、納期が分割されている場合には、それぞれの納付すべき日
 - ハ 源泉徴収方式による場合 その源泉徴収の対象となった利子、配当、使用料等(以下「配当等」といいます。)の支払の日
- 2 外国税額控除を適用する場合の外国所得税額については、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる外国為替の売買相場により邦貨に換算した金額によります。
- イ 源泉徴収による外国所得税 その配当等の額の換算に適用する外国為替の売買相場
 - ロ イ以外による外国所得税 納付することが確定した日における対顧客直物電信売買相場と対顧客直物電信買相場の仲値
ただし、継続適用を前提としてその確定した日の対顧客直物電信売買相場によることもできます。
- 3 国外転出時課税に係る外国税額控除の適用がある場合には、国外転出(国内に住所及び居所を有しないこととなります。)をした後に納付することとなる外国所得税額のうち国外転出時課税の対象となった資産の譲渡等により生じる所得に対して課されたものは、国外転出をした日の属する年において納付することとなるものとみなされます。

4 居住者に係る外国税額控除の繰越控除

(1) 外国所得税額が控除限度額を超える場合

居住者が各年において納付することとなる外国所得税額が、その年の所得税の控除限度額及び復興特別所得税の控除限度額(1の算式参照)と地方税の控除限度額との合計額を超える場合において、その年の前年以前3年内の各年の所得税の控除限度額のうち、その年に繰り越される部分の金額(以下「繰越控除限度額」といいます。)があるときは、その繰越控除限度額を限度として、その超える部分の金額をその年分の所得税額から控除します。

- (注) 1 「地方税の控除限度額」とは、所得税の控除限度額にそれぞれ次の割合を乗じた金額の合計額をいいます。

	道府県民税	市町村民税	合計
指定都市以外の区域内に住所を有する方	12%	18%	30%
指定都市の区域内に住所を有する方	6%	24%	30%

※ 指定都市とは、地方自治法第252条の19第1項の「政令で指定する人口五十万以上の市」(いわゆる政令指定都市)をいいます。

※ 申告年分の翌年の1月1日において日本国内に住所を有しない場合は、0となります。

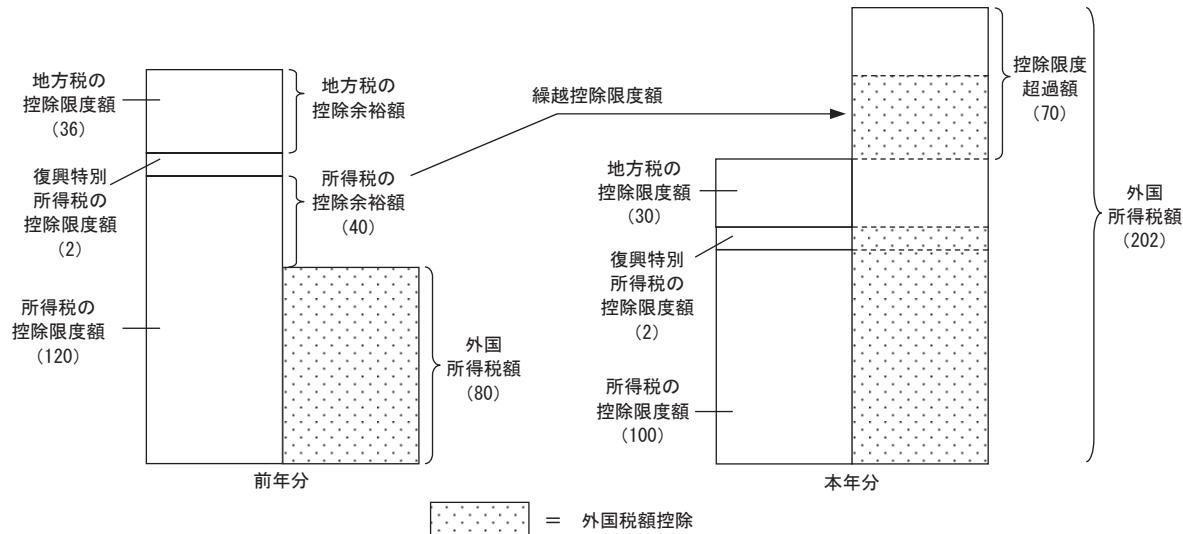
- 2 「繰越控除限度額」とは、その年の前年以前3年内の各年の所得税の控除余裕額又は地方税の控除余裕額を、最も古い年のものから順次に、かつ、同一年のものについては所得税の控除余裕額及び地方税の控除余裕額の順に、その年の控除限度超過額に充てるものとした場合にその控除限度超過額に充てられることとなるその所得税の控除余裕額の合計額に相当する金額をいいます。

- 3 「所得税の控除余裕額」とは、その年において納付することとなる外国所得税額がその年の所得税の控除限度額に満たない場合におけるその所得税の控除限度額からその外国所得税額を控除した金額に相当する金額をいいます。

- 4 「地方税の控除余裕額」とは、①その年において納付することとなる外国所得税額がその年の所得税及び復興特別所得税

の控除限度額を超えない場合には、その年の地方税の控除限度額に相当する金額を、②その年において納付することとなる外国所得税額がその年の所得税及び復興特別所得税の控除限度額を超え、かつ、その超える部分の金額がその年の地方税の控除限度額に満たない場合には、その地方税の控除限度額からその超える部分の金額を控除した金額に相当する金額をいいます。

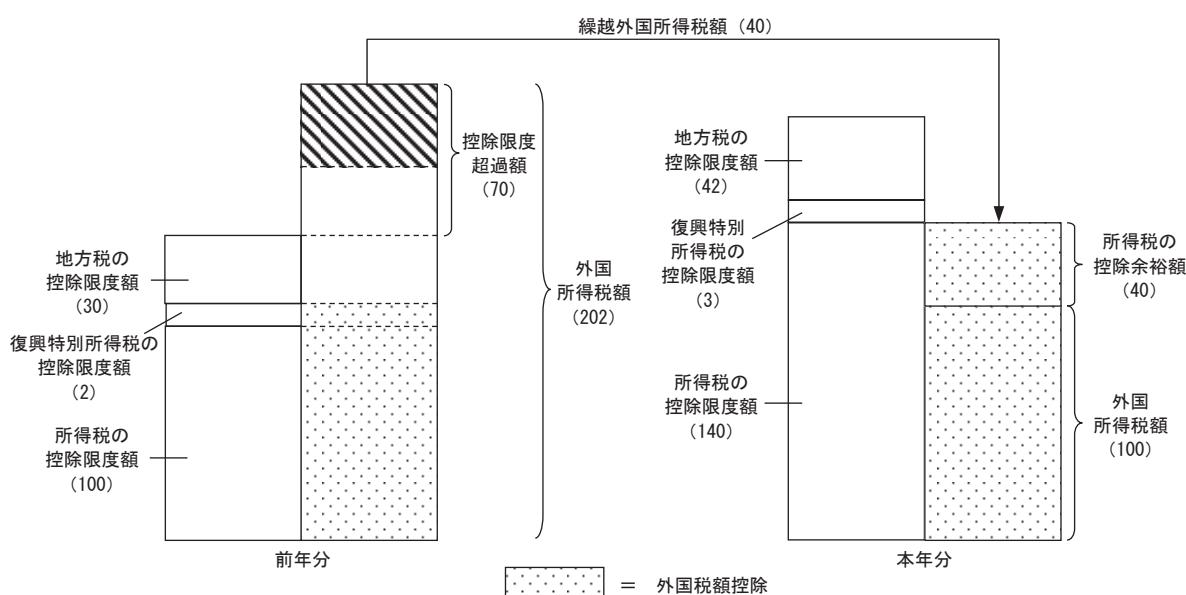
5 「控除限度超過額」とは、その年において納付することとなる外国所得税額がその年の所得税及び復興特別所得税の控除限度額と地方税の控除限度額との合計額を超える場合におけるその超える部分の金額に相当する金額をいいます。



(2) 外国所得税額が控除限度額に満たない場合

居住者が各年において納付することとなる外国所得税額がその年の所得税の控除限度額に満たない場合において、その年の前年以前3年内の各年において納付することとなった外国所得税額のうちその年に繰り越される部分の金額（以下「繰越外国所得税額」といいます。）があるときは、その控除限度額からその年において納付することとなる外国所得税額を控除した残額を限度として、その繰越外国所得税額をその年分の所得税額から控除します。

- (注) 1 「繰越外国所得税額」とは、その年の前年以前3年内の各年の控除限度超過額を最も古い年のものから順次その年の所得税の控除余裕額に充てるものとした場合にその所得税の控除余裕額に充てられることとなるその控除限度超過額の合計額に相当する金額です。
- 2 その年の前年以前3年内の控除限度超過額のうち所得税の控除余裕額を超える部分の金額については、その年の地方税の控除余裕額に充てることにより地方税の外国税額控除を受けられる場合があります。



5 外国所得税額に異動が生じた場合

(1) 外国所得税額が増額された場合

居住者が外国所得税額につき居住者に係る外国税額控除の適用を受けた場合において、その適用を受けた年分後の年分にその外国所得税額の増額があり、かつ、居住者に係る外国税額控除の適用を受けるときは、増額した外国所得税額は、その外国所得税額の増額のあった日の属する年分において新たに生じたものとして居住者に係る外国税額控除の計算を行います。

(2) 外国所得税額が減額された場合

居住者が納付することとなった外国所得税額につき居住者に係る外国税額控除の適用を受けた年の翌年以後7年内の各年において、その適用を受けた外国所得税額が減額された場合においてその減額されることとなった日の属する年分における居住者に係る外国税額控除及び所得金額の計算は、次のとおりです。

イ 外国所得税額が減額された場合には、その減額されることとなった日の属する年（以下「減額に係る年」といいます。）において納付することとなる外国所得税額（以下「納付外国所得税額」といいます。）からその減額された外国所得税額（以下「減額外国所得税額」といいます。）に相当する金額を控除し、その控除後の金額につき居住者に係る外国税額控除を適用します。

ロ 減額に係る年に納付外国所得税額がない場合又は納付外国所得税額が減額外国所得税額に満たない場合には、減額に係る年の前年以前3年内の各年の控除限度超過額から、それぞれ減額外国所得税の全額又は減額外国所得税のうち納付外国所得税額を超える部分の金額に相当する金額を控除し、その控除後の金額について居住者に係る外国税額控除を行います。この場合、2以上の年につき控除限度超過額があるときは、まず最も古い年の控除限度超過額から控除を行い、なお控除しきれない金額があるときは順次新しい年分の控除限度超過額から控除します。

ハ 居住者が居住者に係る外国税額控除を受けた年の翌年以後7年内の各年においてその控除をされるべき金額の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合には、その減額外国所得税額のうち上記イ及びロの居住者に係る外国税額控除の適用額の調整に充てられない部分の金額は、外国所得税額が減額された年分の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

6 居住者に係る外国税額控除を受けるための手続

居住者に係る外国税額控除を受けるためには、確定申告書、修正申告書又は更正請求書（以下「申告書等」といいます。）に、外国税額控除の金額を記載します。

確定申告書の記載については、「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄に、『外国税額控除に関する明細書（居住者用）』で計算した金額を転記します。

なお、『外国税額控除に関する明細書（居住者用）』の「5 外国税額控除額等の計算」の⑯欄に金額がある場合には、「区分」の□に「1」と記入します。

また、居住者に係る外国税額控除は次の書類等を申告書等に添付した場合に限り適用され、この場合に外国税額控除額として控除されるべき金額等は、一定の場合を除き、①の明細書に記載された金額が限度となります。

① 『外国税額控除に関する明細書（居住者用）』

② 外国所得税を課されたことを証する書類

③ 外国の法令により課される税の名称及び金額、その税を納付することとなった日及びその納付の日又は納付予定日、その税を課する外国又はその地方公共団体の名称並びにその税が外国税額控除の対象となる外国所得税に該当することについての説明を記載した書類

④ 外国所得税が減額され、上記②の適用がある場合には、減額に係る年において減額された外国所得税額につきその減額された金額及びその減額されることとなった日並びにその外国所得税額がその減額に係る年の前年以前の各年において控除されるべき金額の計算の基礎となったことについての説明を記載した書類

⑤ 上記③の税を課されたことを証するその税に係る申告書の写し又はこれに代わるべきその税に係る書類及

びその税が既に納付されている場合にはその納付を証する書類（納税証明書や更正決定に係る通知書、賦課決定通知書、納税告知書、源泉徴収票などを含みます。）

⑥ 国外源泉所得の金額の計算に関する明細を記載した書類

※ 国外事業所等を通じて行う事業に係る負債の利子がある場合で、所得税法施行令第221条の4第1項の規定の適用があるときは、『国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額の計算及び国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関する明細書』も添付してください。

また、4で述べたような繰越控除限度額や繰越外国所得額がある場合で居住者に係る外国税額控除の繰越控除をするときは、それらに係る年のうち最も古い年以後の各年について、その各年の控除限度額やその各年において納付することとなった外国所得税額を記載した『外国税額控除に関する明細書（居住者用）』と申告書等を提出し、かつ、居住者に係る外国税額控除の繰越控除の適用を受けようとする年分の申告書等にこれらの控除を受ける金額を記載するとともに、『外国税額控除に関する明細書（居住者用）』を添付する必要があります。

なお、このときの外国税額控除額として控除されるべき金額等は、一定の場合を除き、その各年分の申告書等に添付した『外国税額控除に関する明細書（居住者用）』にその各年の控除限度額やその各年において納付することとなった外国所得税額として記載した金額を基礎として計算した金額が限度となります。

(注) 1　国外転出時課税に係る外国税額控除の適用を受ける場合に申告書等に添付すべき書類等は、『外国税額控除に関する明細書（居住者用）』の「書き方（国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方用）」をご覧ください。

2　居住者に係る外国税額控除を受ける方で、次に掲げる場合は、それぞれの書類を作成する必要があります。

① 所得税法施行令第221条の3第6項又は第221条の6第2項の規定による共通費用の額の配分を行った場合

- イ 共通費用の額の配分の基礎となる費用の明細及び内容を記載した書類
- ロ 合理的と認められる基準により配分するための計算方法の明細を記載した書類
- ハ ロの計算方法が合理的であるとする理由を記載した書類

② 他の者と行った取引のうち、国外所得金額の計算上、その取引から生ずる所得が国外事業所等に帰せられるものがある場合

- イ 国外事業所等に帰せられる取引（以下「国外事業所等帰属外部取引」といいます。）の内容を記載した書類

- ロ 国外事業所等及び事業場等が国外事業所等帰属外部取引において使用した資産の明細並びにその国外事業所等帰属外部取引にかかる負債の明細を記載した書類

- ハ 国外事業所等及び事業場等が国外事業所等帰属外部取引において果たす機能並びにその機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類

- ニ 国外事業所等及び事業場等が国外事業所等帰属外部取引において果たした機能に関連する部門並びにその部門の業務の内容を記載した書類

③ 事業場等と国外事業所等との間の資産の移転、役務の提供その他の事実が内部取引（国外事業所等と事業場等との間で行われた資産の移転、役務の提供その他の事実で、独立の事業者の間で同様の事実があったとしたならば、これらの事業者の間で、資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引が行われたと認められるものをいいます。）に該当する場合

- イ 国外事業所等と事業場等との間の内部取引に該当する資産の移転、役務の提供その他の事実を記載した注文書、契約書などの一定の書類

- ロ 国外事業所等及び事業場等が内部取引において使用した資産の明細並びにその内部取引に係る負債の明細

- ハ 国外事業所等及び事業場等が内部取引において果たす機能並びにその機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類

- ニ 国外事業所等及び事業場等が内部取引において果たした機能に関連する部門並びにその部門の業務の内容を記載した書類

- ホ その他内部取引に関連する事実（資産の移転、役務の提供その他内部取引に関連して生じた事実をいいます。）が生じたことを証する書類

7 外国税額控除を受ける方の記載例

【記載例 1】

○外国税額控除に関する明細書

外国税額控除に関する明細書（居住者用） (令和2年分以降用)											
(令和5 年分)		氏名 国税太郎									
1 外国所得税額の内訳 ○ 本年中に納付する外国所得税額											
国名	所得の種類	税種目	納付確定日	納付日	源泉・申告(試算)の区分	所得の計算期間	相手国での課税標準	左に係る外国所得税額	提出用		
B国	利子	源泉所得税	5.7.15	5.7.15	源泉	5.1.1 (外貨2,000ユーロ)	(外貨 200ユーロ)	28,000円			
						5.12.31 (外貨)	(外貨)	28,000円			
								28,000円			
計								28,000円	28,000円		
○ 本年中に減額された外国所得税額											
国名	所得の種類	税種目	納付日	源泉・申告(試算)の区分	所得の計算期間	外国税額控除の計算の基礎となった年分	減額された年分	該額された外国所得税額	○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。		
						年分	ととになった年分	年分			
						年分	ととになった年分	年分			
						年分	ととになった年分	年分			
計								年分			
Ⓐの金額がⒷの金額より多い場合（同じ金額の場合を含む。） Ⓐ 28,000円 - Ⓑ 0円 = Ⓒ 28,000円 → 5の「⑬」欄に転記します。											
Ⓐの金額がⒷの金額より少ない場合 Ⓑ 0円 - Ⓒ 28,000円 = Ⓑ 28,000円 → 2の「⑪」欄に転記します。											
2 本年の雑所得の総収入額に算入すべき金額の計算											
前3年以内の控除限度超過額											
年 分	① 前年総額	② ①から控除すべき③の金額	④ ① - ③								
年分（3年前）	円	円	円								
年分（2年前）											
年分（前年）											
計											
本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額											
①に充当された前3年 雜所得の総収入額に算入する金額（④ + ⑤）											
本年発生額	円	円	円	円	雑所得の金額 総収入額に						
⑥	円	円	円	円							
税											
課税される所得金額 (⑫-⑯)又は第三表 上の⑩に対する税額 又は第三表の⑩											
税	2983000	2008000	00								
配当控除 ⑰											
金	00	00	00								
特別控除等 ⑱											
の	2008000	2008000	00								
言	災害減免額 ⑲	2008000	00								
算	再差引所得税額（標準所得税額） ⑳-㉑	2008000	00								
外	復興特別所得税額 ㉒-㉓×1.1%	4216	00								
國	所得及び復興特別所得税額の額 ㉔+㉕	205016	00								
税額	外国税額控除等 ㉖	10239	00								
源	源泉徴収税額 ㉗	182500	00								
申	申告納税額 ㉘-㉙	12200	00								
予	予定納税額 (第1期分 第2期分)	12200	00								
第	第3期分 納める税金 (㉚-㉛)	12200	00								
3	還付される税金 ㉜	△	00								

【設例】

1 B国内で生じた利子

収入金額 2,000ユーロ

所得金額 2,000ユーロ

税額 200ユーロ

契約満了及び支払日 令和5年7月15日

(注)為替レートは全て140円／ユーロ

としています。

2 給与所得（全て国内勤務による所得）

3 住所：指定都市以外

○申告書第一表（令和5年分）

【収入金額等】

不動産	区分	区分	④	
入	配	當	⑤	
給	與	區分	⑥	7140000
△	公的年金等	区分	⑦	

【所得金額等】

利子	④	→ 2800000
配当	⑤	
給与	區分	⑥ 5326000
公的年金等	⑦	
業務	⑧	
その他	⑨	
⑦から⑨までの計	⑩	
総合譲渡・一時	⑪	
合計	⑫	5606000
①から⑩までの計+⑪+⑫	⑬	

3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算

所得税額	200,800円	2の金額がある場合には、その金額を複数件の控収金額に算入して計算した税額を書きます。(詳しくは、控除額を読みください。)
復興特別所得税額	4,216	1の金額と2.1%の比率乗じて計算した税額を書きます。
所得税額	5,606,000	2の金額がある場合には、その金額を複数件の控収金額に算入して計算した税額を書きます。(詳しくは、控除額を読みください。)
調整国外所得金額	280,000	2の金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所得金額の合計額を書きます。
所得税の④×⑤	10,029	4の④と⑤の「⑥」欄に記します。
控除限度額の②×③	210	4の「⑦」欄及び5の「⑧」欄に記します。

4 外国所得税額の控除限度額又は控除限度額超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算	28,000
所得税額(③の⑨の金額)	10,029
復興特別所得税額(③の⑩の金額)	210
所得税額(府県民税)	1,203
市町村民税(④×⑤)	1,805
計	13,247
外國所得税額(①の合計額)	28,000
控除限度額(④×⑤)	14,753

前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細等	28,000
年 分 区 分	前年総額(⑨) ⑩ 年次控除額(⑪) ⑫ 本年使用額(⑬)
年分(3年前)	円 円 円
年分(2年前)	
年分(前年)	
合計	
所得税	10,029
道府県民税	210
市町村民税	1,203
計	13,247
外國所得税額	28,000
控除限度額	14,753

5 外国税額控除の計算	10,239
所得税の控除限度額(③の⑨の金額)	10,029
復興特別所得税の控除限度額(③の⑩の金額)	210
所得税額(道府県民税)	1,203
市町村民税(④×⑤)	1,805
計	13,247
本年分	14,753
外國所得税額	14,753
控除限度額	14,753

(※)分配時調整外國税相当額控除の適用がない方は記載する必要はありません。

申告書第一表「資金の計算」欄の「外國税額控除」欄には、申告書は「控除額」に記載します。欄の「区分」の□の記入については、控除額を読みください。

【記載例 2-1：控除余裕額を翌年に繰り越す場合】

○外国税額控除に関する明細書

外国税額控除に関する明細書（居住者用）

(令和2年分以降用)

(令和4年分)

氏名 国税太郎

1 外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

提出用

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

国名	所得の種類	税種	目	納付確定日	納付日	源泉・申告 (領収)の区分	所 得 の 計 算 領 席	外 国 所 得 税 額	支 に 係 る 外 国 所 得 税 額
				・	・	・	・	円	円
				・	・	・	・	円	円
				・	・	・	・	円	円
計								円	円

○ 本年中に減額された外国所得税額

国名	所得の種類	税種	目	納付日	源泉・申告 (領収)の区分	所 得 の 計 算 領 席	外 国 所 得 税 額 の基礎となる年分	減額されるこ ととなった年	減額された 外 国 所 得 税 額
				・	・	・	年分	・	円
				・	・	・	年分	・	円
				・	・	・	年分	・	円
計								円	円

④の金額が⑩の金額より多い場合（同じ金額の場合を含む）

$$\boxed{\textcircled{⑤}} \text{ 円} - \boxed{\textcircled{⑧}} \text{ 円} = \boxed{\textcircled{⑩}} \text{ 円} \rightarrow \textbf{5の「⑩」欄に記載します。}$$

④の金額が⑩の金額より少ない場合

$$\boxed{\textcircled{⑩}} \text{ 円} - \boxed{\textcircled{⑧}} \text{ 円} = \boxed{\textcircled{⑪}} \text{ 円} \rightarrow \textbf{2の「⑪」欄に記載します。}$$

2 本年の総所得の総収入額に算入すべき金額の計算

前 3 年 以 内 の 控 除 限 度 超 過 額			
年 分	⑦ 前年総額 円	⑧ ⑦から控除す べき額の金額 円	⑨ ⑦ - ⑧ 円
年分（3年前）			⑩
年分（2年前）			⑪
年分（前年）			⑫
計			⑬

本年中に納付する外国所得税額を超える減額外因所得税額

本年発生額 円	⑭ に充当された前3年 以内の控除限度超過額 円	⑮ 総所得の総収入額に算入 する金額（⑬ - ⑭） 円
------------	--------------------------------	-----------------------------------

⑤、⑥、⑦、⑨の金額を**4**の
「②前年総額及び本年
発生額」欄に記載します。

総所得の金額の計算上、
総収入額に算入します。

○申告書第一表（令和4年分）

【税金の計算】

課税される所得金額 (12-29) 又は第三表 上の(3)に対する税額 又は 第三表の(4)	(30)	3	7	9	7	0	0
	(31)	3	3	1	9	0	0
配 当 控 除	(32)						
税	区 分	(33)					
住 宅 費 用 等 特 別 控 除	区 分	(34)				0	0
政 党 等 寄 資 附 金 等 特 別 控 除	~(35)						
住 宅 費 用 改 修 等 特 別 控 除 等	区 分	~(36)					
差 引 所 得 税 領 (-36)-(37)-(38)-(39)-(40)	(41)	3	3	1	9	0	0
災 害 減 免 額	(42)						
再 差 引 所 得 税 (基 準 所 得 税 領) (41)-(42)	(43)	3	3	1	9	0	0
復 延 特 別 所 得 税 額 (43×2.1%)	(44)	6	9	6	9		
所 得 税 及 び 復 延 特 別 所 得 税 の 額 (45)+(46)	(45)	3	3	8	8	6	9
外 国 税 領控除等	区 分	~(47)				0	
源 泉 徴 収 税 額	(48)	3	3	8	8	0	0
申 告 納 稟 額 (46)-(45)-(47)-(48)	(49)					0	

○申告書第一表（令和4年分）

【收入金額等】

入 金	利	子	(丁)				
	配	当	(才)				
	給	与	区 分	(刃)	8	3	9
	公	的	年 会	笔	(辛)	0	0

【所得金額】

得 金 額 等	利子	(4)					
	配当	(5)					
	給与	区分	(6)	6	4	5	1 0 0 0
	公的年金等	(7)					
	業務	(8)					
	その他	(9)					
	(7)から(9)までの計	(10)					
	総合譲渡・一時 (5)+(6)+(7)+(8)×1/2	(11)					
	合計	(12)	6	4	5	1 0 0 0	
	(1)から(6)までの計+(7)-(11)	(13)					

3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算

所 得 税 額 ④	331,900 円	← 2の(④)の金額がある場合は、その額を税額控除の総額に入金額に入計して計算した所得税額の合計額を書きます(詳しくは、控除の裏面を読んでください)。
後興特別所得税額 ⑤	6,969	①の(⑤)の額を、1%の税率で計算して算出した金額を書きます。
所 得 総額 ③	6,451,000	2の(③)の金額がある場合は、その額を税額控除の総額に入金額に入計して計算した所得税額の合計額を書きます(詳しくは、控除の裏面を読んでください)。
調整国外所得金額 ④	4,144,325	2の(④)の金額がある場合は、その額を含めて計算した調整国外所得金額の合計額を書きます。
所得税の(①×④)	213,222	④の(②)の欄に記入する際の欄に転記します。
控除限度額 ③		④の(③)の欄に記入する際の欄に記入します。
複数税率の税率の①、②、③	A B C	④の(④)の欄に記入する際の欄に記入します。

4 外国所得税額の繰越控除金額又は繰越控除限度超過額の計算の問題

本年分の控除額		余裕額又は控除限度額超過額の計算
所得税	(3)の(5)の金額)	213,222円
復興特別所得税	(3)の(6)の金額)	4,477
道府県民税	(5)×(2)(又は6%)	25,586
市町村民税	(5)×(8)(又は24%)	38,379
	(5)+(6)+(7)+(8)	281,664
国外所得税額	(1)の(5)の金額)	0
控除額	(1)-(2)-(3)-(4)-(5)-(6)-(7)-(8)	213,222円
控除額	(1)-(2)-(3)-(4)-(5)-(6)-(7)-(8)	25,586
控除額	(1)-(2)-(3)-(4)-(5)-(6)-(7)-(8)	38,379
控除額	(1)-(2)-(3)-(4)-(5)-(6)-(7)-(8)	277,187
控除限度額超過額	(1)-(2)-(3)-(4)-(5)-(6)-(7)-(8)	

計 211,181

○ 分配調整額外取扱額の算定			
所 得 税 の 捨 除 額 度 領 (3 の ⑤ の 金 額)	213,222 円	南法第 95 条第 1 項による控除税額(④の①のいずれか少ない方の金額)	⑩ 0 円
復興特別所得税の控除限度額 (3 の ⑥ の 金 額)	4,477	復興特別税法第 11 条第 1 項による控除税額(④の①のいずれか少ない方の金額)	⑪ 0 円
分配調整額外取扱額相当控除後の所 得 税 貸 (領)額(※⑨)	<small>〔当該取扱額のうち、前記第 1 項による控除税額を控除する場合の額〕</small>	南法第 95 条第 2 項による控除税額(④の①の金額)	⑩ 0 円
分配調整額外取扱額相当控除後の所 得 税 貸 (領)額(※⑩)	<small>〔当該取扱額のうち、前記第 2 項による控除税額を控除する場合の額〕</small>	南法第 95 条第 3 項による控除税額	⑪ 0 円

所 得 税 の 控 涵 可 能 領 域	⑪	213,222	外 国 税 額 控 涵 隊 の 金 額	⑬	0
外 国 税 額 控 涵 隊 の 金 額	⑫	(⑪ + ⑬ = 0)	外 国 税 額 控 涵 隊 の 金 額	⑭	0
復 削 特 別 所 得 税 の 控 涵 可 能 領 域	⑫	4,477	分配時調整外因税額相当控除可能額	⑯	
外 国 所 得 税 領 域	⑮	0	外 国 税 額 控 涵 隊 の 金 額	⑯	0

- 【設 例】 - - - - -

【設例】

- | | | | |
|---|--------|------|------------------------------|
| ① | 1月～5月 | 給与収入 | 3,000,000円 |
| ② | 6月～12月 | 給与収入 | 5,390,000円 (A国勤務による給与収入) |
| ③ | | 合計 | 8,390,000円 (給与所得：6,451,000円) |

A国勤務による給与も含め、全て日本支店から支払われている。

2 納付税額

令和5年6月30日にA国の申告書を提出して納付。令和4年中に納付すべき外国所得税はない。

- (1) A国課税所得 49,000ユーロ (6,860,000円)
 (2) A国所得税 9,800ユーロ (1,372,000円)

3 所得税の控除限度額 (所得税額) 331,000円

(所持税額) 331,900円×(調整国外所得金額) 4,144,325円／(所得総額) 6,451,000円=(所得税の控除限度額) 213,222円
※調整国外所得金額=(給与所得の金額) 6,451,000円×(1の②) 5,390,000円／(1の③) 8,390,000円

4 復興特別所得稅 (復興特別所得稅)

5 外国税額控除

(外国所得税額) 0 円

(注) 1 義務に付くは全て140円／コマ迄としています

- 2 この設例【記載例2-1】は、令和4年分で控除余裕額の翌年繰越額を申告し、令和5年分で外国税額控除を適用する【記載例2-2】という前提で作成しています。

【記載例 2-2：前年分から繰り越された控除余裕額がある場合】

○外国税額控除に関する明細書

外国税額控除に関する明細書（居住者用）

(令和2年分以降用)

(令和5年分)

氏名 国税太郎

1 外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

国名	所得の種類	税種目	納付確定日	納付日	源泉・申告 (鼠謀)の区分	所得の 計算期間	相手国での 課税税標準	左に係る 外国所得税額
A国	給与	所得税	5. 6. 30	5. 6. 30	申告	4・1・1 4・1・3	外貨 44,000コロ→ (外貨)	外貨 9,300コロ→ (外貨)
		) (外貨)	.) (外貨)
		) (外貨)	.) (外貨)
計							6,860,000 内貨	1,372,000 内貨

○ 本年中に減額された外国所得税額

国名	所得の種類	税種目	納付日	源泉・申告 (鼠謀)の区分	所得の 計算期間	外国税額控除の計算 の基礎となった年分	減額されたこと ととなった日付	減額された 外国所得税額
			.		.	年分	.	.
			.		.	年分	.	.
			.		.	年分	.	.
計							⑩	⑪

Ⓐの金額がⒷの金額より多い場合（同じ金額の場合を含む。）

$$\text{Ⓐ } 1,372,000 \text{ 円} - \text{Ⓑ } \text{円} = \text{Ⓒ } 1,372,000 \text{ 円} \rightarrow 5 の (Ⓒ) 横に転記します。$$

Ⓐの金額がⒷの金額より少ない場合

$$\text{Ⓓ } \text{円} - \text{Ⓐ } \text{円} = \text{Ⓔ } \text{円} \rightarrow 2 の (Ⓔ) 横に転記します。$$

2 本年の総所得の総収入額に算入すべき金額の計算

前 3 年 以 内 の 控 除 限 度 超 過 額	
年 分	① 前年総額 ②から控除す べき③の金額 ④ - ②
年分(3年前)	円 円 ⑤ 円
年分(2年前)	円 ⑥
年分(前年)	⑦
計	⑧
本年中に納付する外国所得税額を想えろ減額外国所得税額	
本年発生額	⑨に充当された前3年 以内の控除限度超過額 ⑩ - ⑧
⑩	円 ⑪ 円 ⑫ 円

Ⓐ、Ⓑ、①の金額を④の「⑦の前年総額及び本年
発生額」欄に転記します。

⑩の金額を計算上、
総収入額に算入します。

提出用

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

3

4

○申告書第一表（令和5年分）

【收入金額等】

入 金	个 别 生	1	2	(○)		
	配 当	(工)				
	給 与	区 分	(才)		7	1 4 0 0 0 0
	公 的 年 金 等		(力)			
雜 業 務	區 分	(キ)				

【所得金額等】

金額等	給与区分	□□□	(6)	5 3 2 6 0 0 0
	公的年金等	□□□	(7)	
	業務	□□□	(8)	
	その他	□□□	(9)	
	(7)から(9)までの計	□□□	(10)	
総合譲渡・一時 ($\oplus + (\oplus + \ominus) \times \frac{1}{2}$)		□□□	(11)	
合計 (1)から(9)までの計+⑩+⑪)		□□□	(12)	5 3 2 6 0 0 0

○申告書第一表（令和5年分）

【税金の計算】

課税される所得金額 (12-29)又は第三表		(30)	2 7 6 3 0 0 0
上の(30)に対する税額 又は第三表の(30)		(31)	1 7 8 8 0 0
配 当 控 除		(32)	
区分		(33)	
住宅改修等 区分 区分 区分		(34)	0 0
政党等寄附金等特別控除		(35) ～(37)	
住宅耐震改修 特別控除等		(38) ～(40)	
差引所得額 (41-42)		(41)	1 7 8 8 0 0
災 害 減 免 額		(42)	
再差引所得額(基準所得税額) (41)-(42)		(43)	1 7 8 8 0 0
復興特別所得税額 (43×2.1%)		(44)	3 4 5 5 4
所得税及び復興特別所得税の額 (43+44)		(45)	1 8 2 5 5 4
区分		(46) ～(47)	
外国税額控除等		(48)	2 1 3 2 2 2
源泉徴収税額		(49)	1 8 2 5 0 0
申告納税額 (45-46-47-48)		(49)	△ 2 1 3 1 6 8
予定納税額 (第1期分・第2期分)		(50)	
第3期分 の税額		(51)	0 0
納める税金 (49-50)		(52)	△ 2 1 3 1 6 8

3. 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算

3 所得税及び控除特別所取扱の仕訳(金額)	
所 得 保 険 ①	→ 178,800 []
復興特別所取扱 ②	→ 3,754
所 得 総 額 ③	5,326,000
調整済み所得金額 ④	0
所得控除の(①×④) ⑤	0
控除限度額 ⑥	

4. 外国新規勘定類の換算換金比率又は換算換金限度超過額の計算の明細

外国所得控除の課税対象源泉税額又は課税対象源泉税額の計算の明細										
本年分の控除		余裕額		又は控除		限度額		超過額の計算		
所	得	税	⑤	0	円	所	得	税	⑥	
控除額	復興特別所得税	非課税	③	0	円	控除額	道府県民税	税	⑦	
限度額	(③の⑥の金額)			0	円	限度額	(④の⑥の金額)	と比較して少ないと認めた額		
市町村民税	道府県民税	⑤	0	円	余裕額	市町村民税	税	⑧		
額	(④の⑨又は⑩)			0	円	額	(⑨の⑩)と比較して少ないと認めた額			
市町村民税	市町村民税	⑩	0	円	計	(⑩+⑪+⑫)	税	⑨		
額	(⑩の⑪又は⑫)			0	円		(⑪+⑫+⑬)	税		
外 国 所 得 税 領	(1)の⑥の金額		→ 1,372,000		控除限度額		(⑭-⑮)		1,372,000	
前3年以内の控除余裕額又は控除限度額超過額の明確等										
年 分	区 分	控除額	余裕額	又は控除	限度額	控除額	限度額	超過額	所得額	
	⑨前年繰越額			⑩翌年繰越額		⑪前年繰越額		⑫翌年繰越額		
	及び本年生産額	本年使用額	(⑨-⑩)	及び本年生産額	本年使用額	及び本年生産額	本年使用額	及び本年生産額	本年使用額	
所 得 税	円	円		円	円	円	円	円	円	
年 分	道府県民税			道府県民税		道府県民税		道府県民税		
(3年前)	市町村民税			市町村民税		市町村民税		市町村民税		
	地方税計			地方税計		地方税計		地方税計		
所 得 税	円	円	⑬	円	円	円	円	円	円	
年 分	道府県民税			道府県民税		道府県民税		道府県民税		
(2年前)	市町村民税			市町村民税		市町村民税		市町村民税		
	地方税計			地方税計		地方税計		地方税計		
所 得 税	213,222	213,222	0	⑭						
4 年 分	道府県民税	25,586	25,586	0	⑮					
(前 年)	市町村民税	33,379	33,379	0	⑯					
	地方税計	63,965	63,965	0	⑰					
合 計	所 得 税	213,222	213,222	0	⑱					
	道府県民税	25,586	25,586	0	⑲					
	市町村民税	33,379	33,379	0	⑳					
	地方税計	297,189	297,189	0	㉑					
本 年 分	所 得 税	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
	道府県民税	⑨								
	市町村民税	⑩								
	地方税	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	
					1,372,000	297,189	1,094,813			

5 外国税額控除額等の計算

所 得 税 の 控 滞 金 領 納	(⑦)	0	新法第 95 条第 1 項による控滞税額 (⑪)と(⑩)とのいずれか少い方の金額)	(⑪)	0
復興特別所得の控除額度額	(⑧)	0	復興特別法第 14 条第 1 項による控除額度額	(⑫)	0
分配時調整外国税扣減控除後の外國税額	(⑨)	0	新法第 95 条第 3 項による控除額度額	(⑬)	213,222
分配時調整外国税扣減控除前の外國税額	(⑩)	0	新法第 95 条第 3 項による控除額度額	(⑭)	213,222
所 得 税 の 控 滯 可 能 額 (⑮)と(⑯)とのうち少い方の金額)	(⑯)	0	外 国 税 額 減 除 の 金 額	(⑯)	213,222
復興特別所得税の控除可能額 (⑮)と(⑯)とのうち少い方の金額)	(⑯)	0	分配時調整外国税扣減控除可能額 (⑰)	(⑰)	213,222
外 国 の 所 得 税 領 納	(⑯)	1,397,000	外 国 税 額 減 除 等 の 金 額	(⑯)	213,222

記載する必要はありません。
この項目についての詳しい説明は、[操作用の画面](#)をご覧ください。

【設例】

- 【設例】**

1 令和5年中の給与の内訳
給与収入 7,140,000円（給与所得：5,326,000円）……全て国内勤務による所得
源泉徴収された給与所得に係る所得税及び復興特別所得税の額 182,500円

2 所得税の控除限度額
(所得税額) 178,800円 × (調整国外所得金額) 0円 / (所得総額) 5,326,000円 = (所得税の控除限度額) 0円

3 復興特別所得税の控除限度額
(復興特別所得税額) 3,754円 × (調整国外所得金額) 0円 / (所得総額) 5,326,000円 = (復興特別所得税の控除限度額) 0円

4 外国税額控除
○前年(令和4年分)から繰り越された所得税の控除余裕額 213,222円
○令和5年6月30日納付外国所得税額 9,800ユーロ (1,372,000円)
○外国税額控除額
(所得税の控除余裕額) 213,222円 < (外国所得税額) 1,372,000円 → (外国税額控除額) 213,222円

5 住所：指定都市以外
(注) 当該レートは全て140円／ユーロとしています

【記載例3：減額外国所得税がある場合】

○外国税額控除に関する明細書

外国税額控除に関する明細書（居住者用） (令和2年分以降用)									
(令和5年分)		氏名 国税太郎							
1 外国所得税額の内訳 ○ 本年中に納付する外国所得税額									
国名	所得の種類	税種	目	納付確定日	納付日	源泉・申告(賦課)の区分	所 得 の 計算期間	相 手 国 の 計算基準	左に係る外国所得税額
A国	利子	源泉所得税		5.4.15	5.4.15	源泉	5.1.1 / 5.12.31	(外貨2,000ユーロ) (外貨200ユーロ)	28,000円
								(外貨)	
								(外貨)	
								(外貨)	
計									280,000円
									28,000円
○ 本年中に減額された外国所得税額									
国名	所得の種類	税種	目	納付日	源泉・申告(賦課)の区分	所 得 の 計算期間	外 国 税 領 控 除 の 計 算 基 準 となつた年分	減額された外 国 所 得 税 額	
A国	給与	所得税		4.4.15	申告	3.1.1 / 3.12.31	令和4年分	5.4.18	(外貨6,000ユーロ) 840,000円
計									840,000円
⑧の金額が⑩の金額より多い場合（同じ金額の場合を含む。）									
⑧ 円 - ⑩ 円 = ⑪ 円 → 5の「⑪」欄に記載します。									
⑧の金額が⑩の金額より少ない場合									
⑩ 840,000円 - ⑧ 28,000円 = ⑪ 812,000円 → 2の「⑪」欄に記載します。									
2 本年の総所得の総収入額に算入すべき金額の計算									
前3年以内の控除限度超過額									
年 分	① 前年総額	② から控除するべき①の金額	③ ① - ②						
年分(3年前)									
年分(2年前)									
4年分(前年)	11,665	11,665	0						
計									
本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額									
本年発生額	⑩ 812,000円	⑪ 11,665円	⑫ 800,335円						
⑪の金額を⑫の金額に算入する									
3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算									
所得の税	①	341,100円							
復興特別所得税	②	7,163							
所得総額	③	6,306,335							
調整国外所得金額	④	1,080,335							
所得税の(③×④)	⑤	58,433							
控除限度額	⑥	1,227							
復興特別所得税の(③×④)	⑦	0							
控除限度額の(⑥×⑦)	⑧	0							
控除限度額の(⑥-⑧)	⑨	1,227							
4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細									
本年分の控除限度超過額の計算									
所 得 の 税	①	58,433円							
復興特別所得税	②	1,227							
所得の額	③	7,011							
道府県民税	④	10,517							
市町村民税	⑤	77,188							
合 計	⑥	75,961							
外 国 所 得 税 额	⑦	0							
前3年以内の控除限度超過額の明細等									
年 分	区 分	控 除 余 裕 額 又 は 控 除 限 度 超 過 額	控 除 限 度 超 過 額	所 得 の 税 の 控 除 限 度 超 過 額					
年分(3年前)	所得税	①	0	58,433円					
年分(2年前)	所得税	②	0	7,011					
4年分(前年)	所得税	③	0	10,517					
合 計	④	0	75,961						
5 外国税額控除等の計算									
所 得 の 税 の 控 除 限 度 超 過 額	⑤	58,433							
復興特別所得税の控除限度額	⑥	1,227							
分配時調整外 国税相当額控除後の所 得 の 税 の 金 額	⑦	0							
分配時調整外 国税相当額控除後の所 得 の 税 の 金 額	⑧	0							
分配時調整外 国税相当額控除後の所 得 の 税 の 金 額	⑨	0							
所 得 の 税 の 控 除 可 能 額	⑩	58,433							
復興特別所得税の控除可能額	⑪	1,227							
外 国 税 额 (⑤-⑩)	⑫	0							

【設例】

令和5年4月15日にA国で利子所得に係る外国所得税を納付。

令和5年4月18日に、令和4年4月15日に納付していた外国所得税額が減額される旨の通知を受けた。

なお、令和4年分の控除限度超過額が11,665円であった。
住所：指定都市以外

○申告書第一表(令和5年分)

【収入金額等】

不動産	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分7	区分8	区分9	区分10	区分11	区分12	区分13	区分14	区分15	区分16	区分17	区分18	区分19	区分20	区分21	区分22	区分23	区分24	区分25	区分26	区分27	区分28	区分29	区分30	区分31	区分32	区分33	区分34	区分35	区分36	区分37	区分38	区分39	区分40	区分41	区分42	区分43	区分44	区分45	区分46	区分47	区分48	区分49	区分50	区分51	区分52	区分53	区分54	区分55	区分56	区分57	区分58	区分59	区分60	区分61	区分62	区分63	区分64	区分65	区分66	区分67	区分68	区分69	区分70	区分71	区分72	区分73	区分74	区分75	区分76	区分77	区分78	区分79	区分80	区分81	区分82	区分83	区分84	区分85	区分86	区分87	区分88	区分89	区分90	区分91	区分92	区分93	区分94	区分95	区分96	区分97	区分98	区分99	区分100	区分101	区分102	区分103	区分104	区分105	区分106	区分107	区分108	区分109	区分110	区分111	区分112	区分113	区分114	区分115	区分116	区分117	区分118	区分119	区分120	区分121	区分122	区分123	区分124	区分125	区分126	区分127	区分128	区分129	区分130	区分131	区分132	区分133	区分134	区分135	区分136	区分137	区分138	区分139	区分140	区分141	区分142	区分143	区分144	区分145	区分146	区分147	区分148	区分149	区分150	区分151	区分152	区分153	区分154	区分155	区分156	区分157	区分158	区分159	区分160	区分161	区分162	区分163	区分164	区分165	区分166	区分167	区分168	区分169	区分170	区分171	区分172	区分173	区分174	区分175	区分176	区分177	区分178	区分179	区分180	区分181	区分182	区分183	区分184	区分185	区分186	区分187	区分188	区分189	区分190	区分191	区分192	区分193	区分194	区分195	区分196	区分197	区分198	区分199	区分200	区分201	区分202	区分203	区分204	区分205	区分206	区分207	区分208	区分209	区分210	区分211	区分212	区分213	区分214	区分215	区分216	区分217	区分218	区分219	区分220	区分221	区分222	区分223	区分224	区分225	区分226	区分227	区分228	区分229	区分230	区分231	区分232	区分233	区分234	区分235	区分236	区分237	区分238	区分239	区分240	区分241	区分242	区分243	区分244	区分245	区分246	区分247	区分248	区分249	区分250	区分251	区分252	区分253	区分254	区分255	区分256	区分257	区分258	区分259	区分260	区分261	区分262	区分263	区分264	区分265	区分266	区分267	区分268	区分269	区分270	区分271	区分272	区分273	区分274	区分275	区分276	区分277	区分278	区分279	区分280	区分281	区分282	区分283	区分284	区分285	区分286	区分287	区分288	区分289	区分290	区分291	区分292	区分293	区分294	区分295	区分296	区分297	区分298	区分299	区分300	区分301	区分302	区分303	区分304	区分305	区分306	区分307	区分308	区分309	区分310	区分311	区分312	区分313	区分314	区分315	区分316	区分317	区分318	区分319	区分320	区分321	区分322	区分323	区分324	区分325	区分326	区分327	区分328	区分329	区分330	区分331	区分332	区分333	区分334	区分335	区分336	区分337	区分338	区分339	区分340	区分341	区分342	区分343	区分344	区分345	区分346	区分347	区分348	区分349	区分350	区分351	区分352	区分353	区分354	区分355	区分356	区分357	区分358	区分359	区分360	区分361	区分362	区分363	区分364	区分365	区分366	区分367	区分368	区分369	区分370	区分371	区分372	区分373	区分374	区分375	区分376	区分377	区分378	区分379	区分380	区分381	区分382	区分383	区分384	区分385	区分386	区分387	区分388	区分389	区分390	区分391	区分392	区分393	区分394	区分395	区分396	区分397	区分398	区分399	区分400	区分401	区分402	区分403	区分404	区分405	区分406	区分407	区分408	区分409	区分410	区分411	区分412	区分413	区分414	区分415	区分416	区分417	区分418	区分419	区分420	区分421	区分422	区分423	区分424	区分425	区分426	区分427	区分428	区分429	区分430	区分431	区分432	区分433	区分434	区分435	区分436	区分437	区分438	区分439	区分440	区分441	区分442	区分443	区分444	区分445	区分446	区分447	区分448	区分449	区分450	区分451	区分452	区分453	区分454	区分455	区分456	区分457	区分458	区分459	区分460	区分461	区分462	区分463	区分464	区分465	区分466	区分467	区分468	区分469	区分470	区分471	区分472	区分473	区分474	区分475	区分476	区分477	区分478	区分479	区分480	区分481	区分482	区分483	区分484	区分485	区分486	区分487	区分488	区分489	区分490	区分491	区分492	区分493	区分494	区分495	区分496	区分497	区分498	区分499	区分500	区分501	区分502	区分503	区分504	区分505	区分506	区分507	区分508	区分509	区分510	区分511	区分512	区分513	区分514	区分515	区分516	区分517	区分518	区分519	区分520	区分521	区分522	区分523	区分524	区分525	区分526	区分527	区分528	区分529	区分530	区分531	区分532	区分533	区分534	区分535	区分536	区分537	区分538	区分539	区分540	区分541	区分542	区分543	区分544	区分545	区分546	区分547	区分548	区分549	区分550	区分551	区分552	区分553	区分554	区分555	区分556	区分557	区分558	区分559	区分560	区分561	区分562	区分563	区分564	区分565	区分566	区分567	区分568	区分569	区分570	区分571	区分572	区分573	区分574	区分575	区分576	区分577	区分578	区分579	区分580	区分581	区分582	区分583	区分584	区分585	区分586	区分587	区分588	区分589	区分590	区分591	区分592	区分593	区分594	区分595	区分596	区分597	区分598	区分599	区分600	区分601	区分602	区分603	区分604	区分605	区分606	区分607	区分608	区分609	区分610	区分611	区分612	区分613	区分614	区分615	区分616	区分617	区分618	区分619	区分620	区分621	区分622	区分623	区分624	区分625	区分626	区分627	区分628	区分629	区分630	区分631	区分632	区分633	区分634	区分635	区分636	区分637	区分638	区分639	区分640	区分641	区分642	区分643	区分644	区分645	区分646	区分647	区分648	区分649	区分650	区分651	区分652	区分653	区分654	区分655	区分656	区分657	区分658	区分659	区分660	区分661	区分662	区分663	区分664	区分665	区分666	区分667	区分668	区分669	区分670	区分671	区分672	区分673	区分674	区分675	区分676	区分677	区分678	区分679	区分680	区分681	区分682	区分683	区分684	区分685	区分686	区分687	区分688	区分689	区分690	区分691	区分692	区分693	区分694	区分695	区分696	区分697	区分698	区分699	区分700	区分701	区分702	区分703	区分704	区分705	区分706	区分707	区分708	区分709	区分710	区分711	区分712	区分713	区分714	区分715	区分716	区分717	区分718	区分719	区分720	区分721	区分722	区分723	区分724	区分725	区分726	区分727	区分728	区分729	区分730	区分731	区分732	区分733	区分734	区分735	区分736	区分737	区分738	区分739	区分740	区分741	区分742	区分743	区分744	区分745	区分746	区分747	区分748	区分749	区分750	区分751	区分752	区分753	区分754	区分755	区分756	区分757	区分758	区分759	区分760	区分761	区分762	区分763	区分764	区分765	区分766	区分767	区分768	区分769	区分770	区分771	区分772	区分77